

市町村と県との役割について

平成21年8月7日

愛知県春日井市副市長

本間 奈々

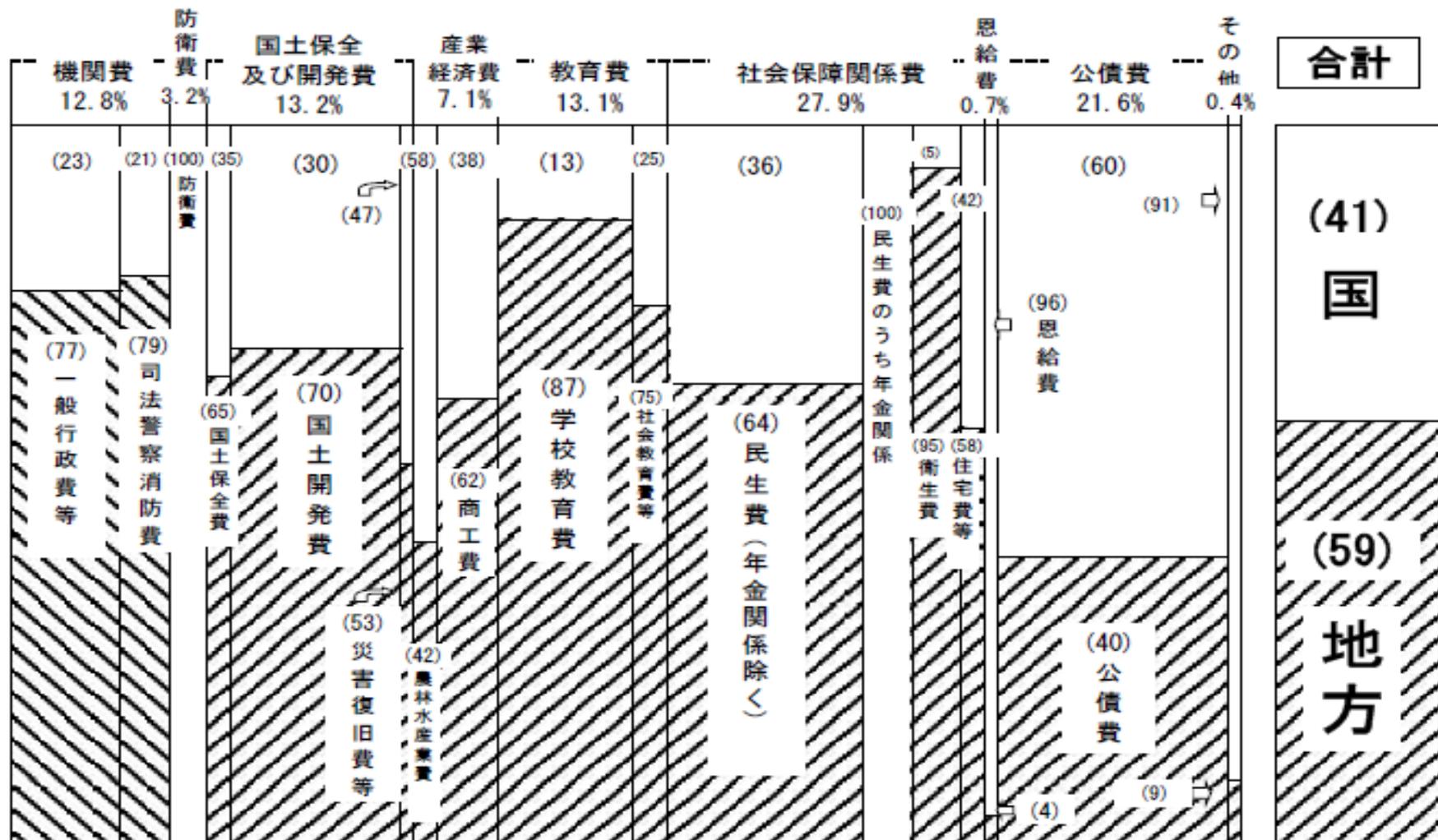
春日井市の現況

- 昭和18年 市制施行
- 人口 307,603人(平成21年7月1日現在)
- 面積 92.71km²
- 財政力指数 1.09
- 高蔵寺ニュータウンに代表されるように、名古屋のベッドタウン
- 小野道風発祥伝承の地(書のまち)、実生サボテン日本一



国民生活に関わる行政サービスのほとんどが 地方団体で実施

○ 国と地方の役割分担（平成19年度決算）
 <歳出決算・最終支出ベース>



国と地方の行政事務の分担

分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高速自動車道(指定区間) ○ 国道(その他) ○ 都道府県道(指定区間) ○ 一級河川 ○ 二級河川 ○ 港湾 ○ 公共衛生 ○ 市街地、調整区域 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学 ○ 私学助成(大学) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保険等 ○ 医師等 ○ 医薬品 ○ 許可 ○ 免許 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛 ○ 外交 ○ 通関
地方	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高等学校・特殊教育学校 ○ 小・中学校教員の給与 ○ 人事 ○ 私学助成(幼～高) ○ 公立大学(特定の県) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護(町村の区域) ○ 児童福祉 ○ 保健所 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察 ○ 職業訓練
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画等(都市施設) ○ 用地 ○ 市道 ○ 準用河川 ○ 港湾 ○ 公共衛生 ○ 下水道 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校 ○ 幼稚園 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護(市の区域) ○ 児童福祉 ○ 国民健康保険 ○ 介護保険 ○ 上水道 ○ 下水道 ○ 保健所(特定の市)

地方公共団体の種類と規模の比較

		最大(A)		最小(B)		A/B
都道府県	人口	東京都	12,576,601	鳥取県	609,012	21
	面積	北海道	83,455.90	香川県	1,862.24	45
市町村	人口	横浜市	3,579,133	東京都青ヶ島村	214	16,725
	面積	岐阜県高山市	2,177.67	富山県舟橋村	3.47	628

人口：平成17年10月1日現在・国勢調査人口(人)

面積：国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」(km²)



地方自治制度発展の経緯（1）

【近代的地方自治制度の確立（明治～昭和20年）】

- 市制町村制施行及び都道府県の大まかな姿が決まる（明治16年（1883年））

⇒明治の大合併へ

徴税・戸籍の事務ができ、小学校を持てる規模に（300戸から500戸、人口800人程度）

- ・約7万の団体が16,000ほどに→5分の1



地方自治制度発展の経緯（2）

【現行の地方自治制度の創設期】

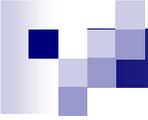
- 日本国憲法公布（昭和21年11月3日）、地方自治法公布（昭和22年4月17日）

府県知事等の直接公選制の実施、女性への参政権の付与、直接請求制度の導入等

⇒昭和の大合併へ

- ・ 中学校を有する規模に（人口8,000人程度）

自治体数3,200で安定へ



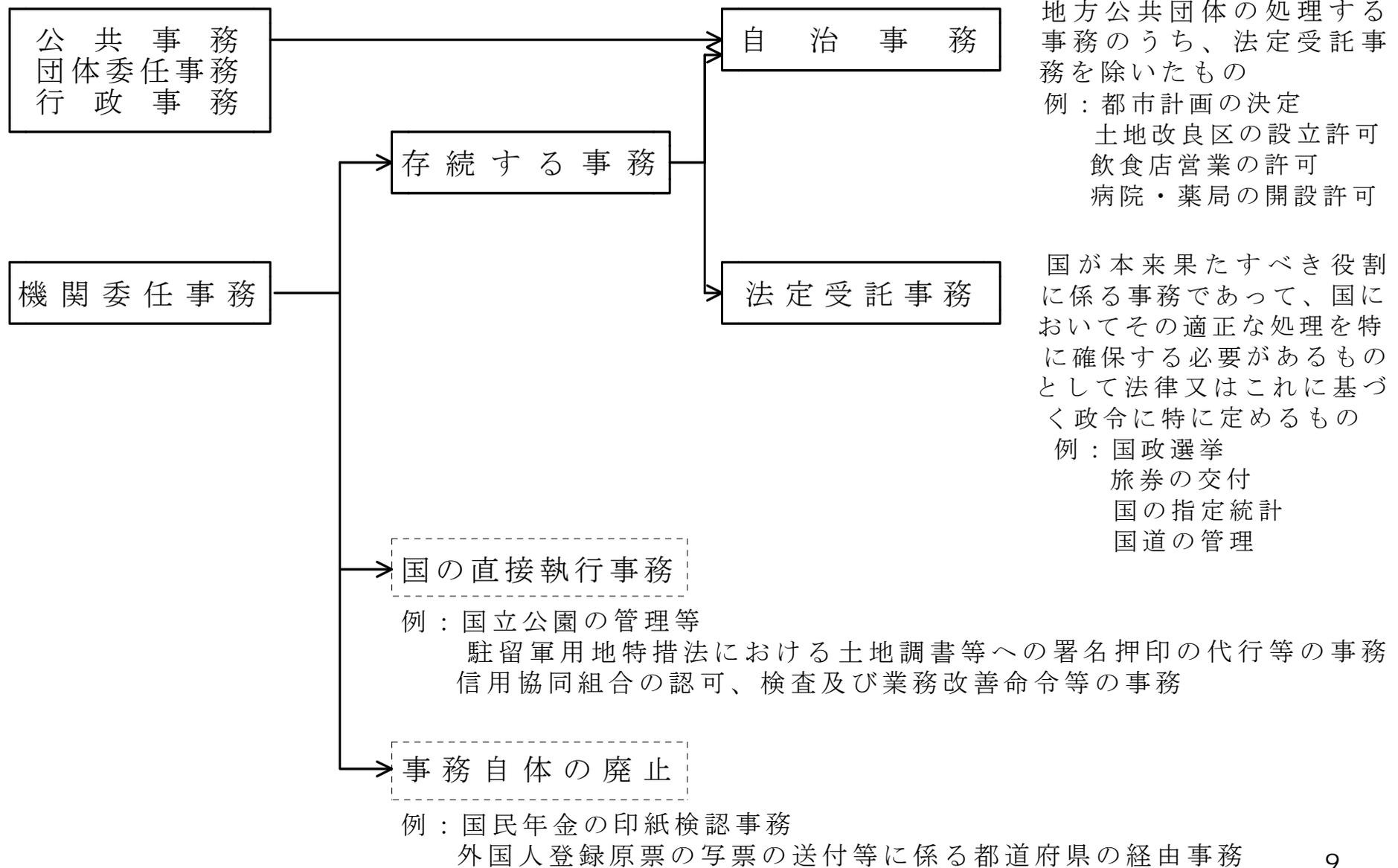
地方自治制度発展の経緯 (3)

【地方分権改革と地方自治制度の見直し(第三の改革)】

(平成7年～

- 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(「地方分権一括法」)の主な内容(平成12年4月1日施行)
 - 1) 国及び地方公共団体が分担すべき役割の明確化
 - 2) 機関委任事務制度の廃止及びそれに伴う事務区分の再編成
 - 3) 国の関与等の抜本的見直し
⇒ **475本**の法律改正案

【機関委任事務制度の廃止及びそれに伴う事務区分の再編成】

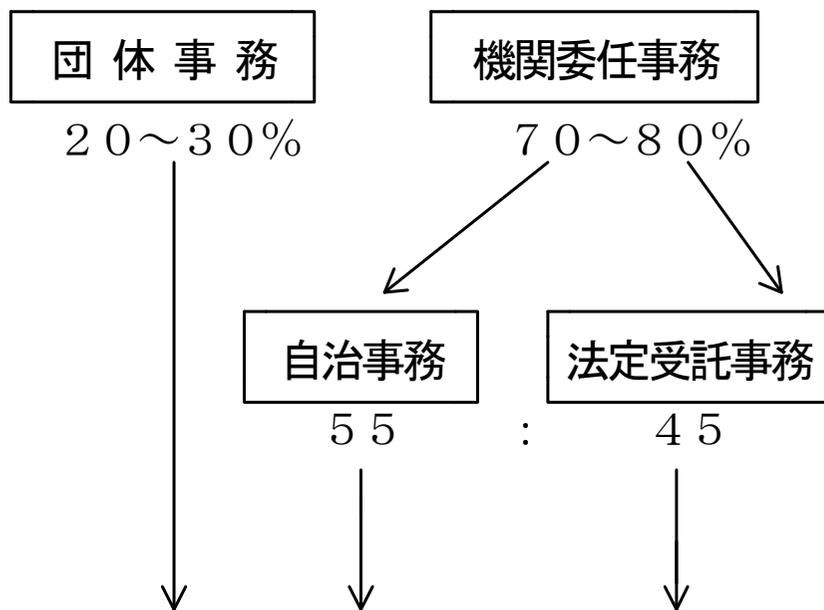


【地方分権一括法施行後の自治事務と法定受託事務の割合】

○都道府県

機関委任事務は、都道府県の事務の7～8割を占めていたといわれる。
(地方分権推進委員会第1次勧告)

(従来)



(改正後)

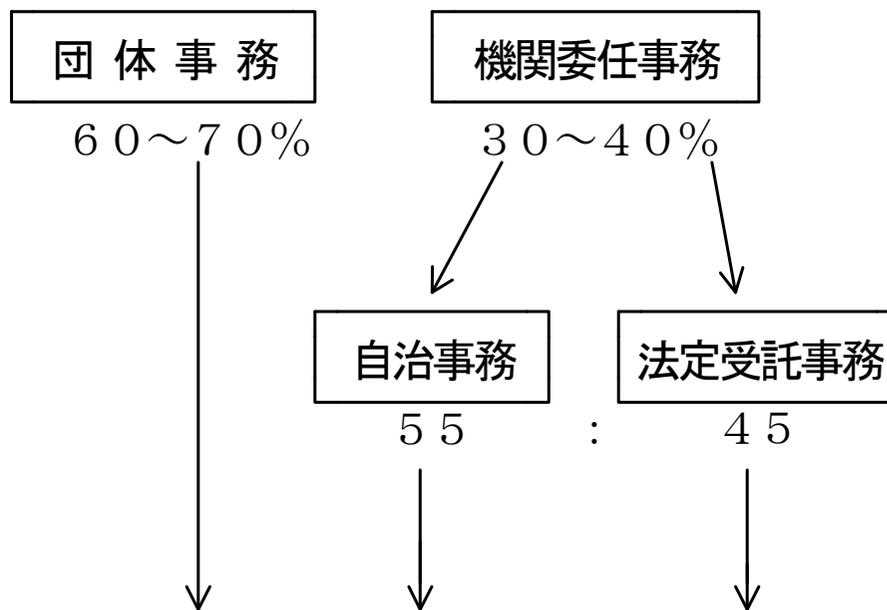


概ね 7 : 3

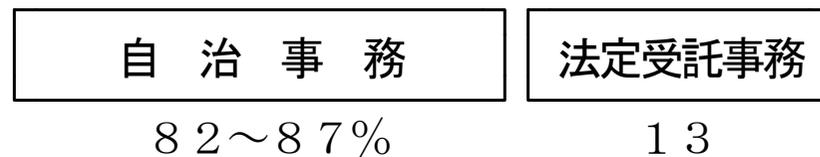
○市町村

機関委任事務は、市町村の事務の3～4割を占めていたといわれる。
(地方分権推進委員会第1次勧告)

(従来)



(改正後)



概ね 8.5 : 1.5



平成の市町村大合併

(平成11年-22年)

- 地方分権推進のための市町村の行政体制整備に対する期待

⇒ 受け皿論にどのように答えていくのか

- 国及び地方における危機的な財政状況

⇒ 行革の圧力が一層の合併を推進

3,232団体(平成11年3月31日)

⇒ 1,760団体に！ (平成22年3月23日)

【合併後の人口規模等に着眼した市町村 合併の類型】

(平成11年8月の自治省行政局「市町村の合併の推進についての指針」)

■ 1 人口50万人超

(1) 想定される典型的な地域

- ・複数の地方中核都市が隣接している場合
- ・大都市圏において、複数の中小規模の市が隣接している場合

(2) 合併を通じて実現すべき目標

- ・経済圏の確立
- ・高次都市機能の集積
- ・大都市圏における一極集中の是正
- ・指定都市への移行による都道府県も含めたイメージアップ

(3) 人口規模と関連する事項

- ・指定都市

■ 2 人口30万人・20万人程度

(1) 想定される典型的な地域

- ・地方中核都市と周辺の市町村で一つの生活圏を形成している場合
- ・大都市圏において、市街地が連たんした複数の小面積の市が隣接している場合

(2) 合併を通じて実現すべき目標

- ・都市計画、環境保全行政等の充実、保健所の設置など
- ・中核的都市機能の整備
- ・急激な人口増加への広域的な対応
- ・都道府県全体の発展の中核となる都市の育成
- ・中核市・特例市への移行によるイメージアップ

(3) 人口規模と関連する事項

- ・中核市(30万人以上) 特例市(20万人以上)
- ・一般廃棄物処理((効率的なサーマルリサイクルが可能な)300t/日規模の施設の目安:20~25万人)
- ・老人保健福祉圏域(平均36万人)
- ・二次医療圏(平均35万人)
- ・広域市町村圏の実態(平均21万人)



3 人口10万人前後

(1) 想定される典型的な地域

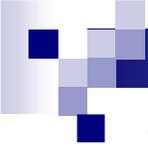
- ・地方圏において、人口の少ない市と周辺の町村で一つの生活圏を形成している場合
- ・大都市周辺において、人口の少ない市町村が隣接している場合

(2) 合併を通じて実現すべき目標

- ・高等学校の設置や一般廃棄物の処理(焼却)など一定水準の質を有する行政サービスの提供
- ・県下第2、第3の都市の育成による県全体の均衡ある発展

(3) 人口規模と関連する事項

- ・広域市町村圏の設定基準(概ね10万人以上)
- ・消防の体制整備(10万人程度)
- ・高等学校の設置(10万人以上の市)・一般廃棄物処理(焼却)(100t/日規模の施設の目安:7~9万人)
- ・女性に関する施策を専ら担当する組織(課相当)の設置(10万人程度)



■ 4 人口5万人前後

(1) 想定される典型的な地域

- ・地方圏において、隣接している町村で一つの生活圏を形成している場合

(2) 合併を通じて実現すべき目標

- ・福祉施策等の充実(福祉事務所の設置等)
- ・グレードの高い公共施設の整備
- ・計画的な都市化による圏域全体の発展
- ・市制施行

(3) 人口規模と関連する事項

- ・市制施行の要件(5万人(合併特例4万人))(福祉事務所の設置等)
- ・市町村障害者社会参加促進事業の単位(「厚生省関係障害者プランの推進方策について」(平成8年11月15日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)参照)
- ・特別養護老人ホーム2か所、デイ・サービス7か所、ホームヘルパー70人弱
- ・環境政策一般部門の専任組織(課相当)の設置(3万人程度)

■ 5 人口1万人～2万人程度

(1) 想定される典型的な地域

- ・中山間地域等において、地理的条件や文化的条件によるまとまりなど、複数の町村が隣接している場合
- ・離島が、複数の市町村により構成されている場合

(2) 合併を通じて実現すべき目標

- ・適切かつ効率的な基幹的行政サービスの提供

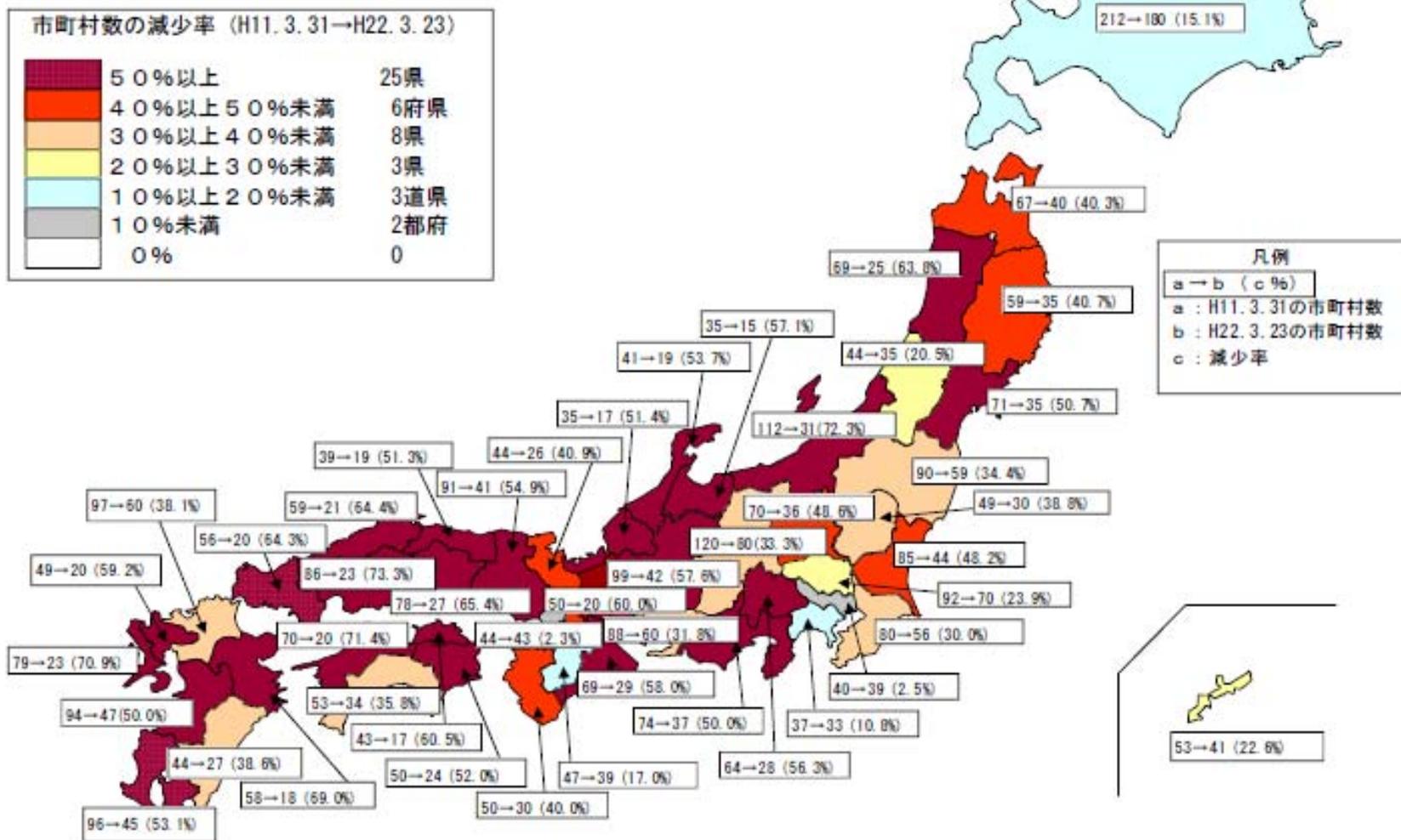
(3) 人口規模と関連する事項

- ・町村合併促進法(昭和28年)における標準(最低)規模(概ね8,000人)
- ・中学校の設置(標準法による基準での最小:13,200人程度で1校)
(1学校当たりの生徒数を480人(1学級当たり生徒数40人×12学級)とする等の仮定を置いた場合(自治省試算))
- ・デイ・サービス/デイ・ケアの設置(新GP1.7万か所:7,300人程度に1か所)
- ・在宅介護支援センターの設置(新GP1万か所:12,500人程度に1か所)
- ・特別養護老人ホームの整備(最小規模50床を基準(なお、大都市、過疎地等では例外的に30床):2万人程度)
- ・2万人ではデイ・サービス3か所、ホームヘルパー30人弱
- ・建築技師の設置(1万人程度)

※ 新GP＝新・高齢者保健福祉推進10か年戦略(新ゴールド・プラン)

全国の市町村合併の状況

3 2 3 2 市町村 (H11. 3. 31) が 1 7 6 0 (H22. 3. 23) に。





今後の基礎自治体のあり方

- 平成の市町村合併は、現行合併特例法の期限である平成22年3月末で一区切り
- 自らのかたちに合う選択肢を模索
 - 共同処理方式による市町村の広域連携
 - 都道府県による補完
 - 内部組織・行政機関等の共同設置
 - 定住自立圏構想など